

# 第3回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

## 議事次第

日時 平成19年10月23日(火)

13時～15時

場所 全国都市会館

3階「第2会議室」

1 開会

2 議題

(1) 論点の整理

(2) その他

3 閉会

## 主な論点の整理のまとめ（案）

### 【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大（対象制度、閲覧可能情報等の拡大）を妨げない。  
保険者等の事務効率化にも資する仕組み
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
- 費用対効果に優れた仕組み

### 1 対象分野

- ・ 社会保障カード（仮称）の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。
  - ・ 一人一枚
  - ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
  - ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧
- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか（資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大）。

### 2 カードの要件

- ・ カードは鍵の管理に優れた IC カードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとするべきではないか。
- ・ IC チップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきで

はないか。

- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

### 3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。  
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

### 4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

### 5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか。厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

### 6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入に

よる費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

## 7 その他

- ・ 希望者に対する顔写真を添付した身分証明書としてのカードの発行方法を検討すべきではないか。
- ・ 有効期限等について検討すべきではないか。
- ・ 社会保障カード(仮称)の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。

## 主な論点の整理(案)

### 【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大(対象制度、閲覧可能情報等の拡大)を妨げない。  
保険者等の事務効率化にも資する仕組み
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
- 費用対効果に優れた仕組み

### 1 対象分野

- ・ 社会保障カード(仮称)の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。
  - ・ 一人一枚
  - ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
  - ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧
- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか(資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大)。

#### (被保険者証としての機能について対象となる制度の範囲)

- ・ 社会保障カード(仮称)については、年金、医療、介護分野における被保険者(被扶養者)証等としての機能が期待されており、まずは該当者に一人一枚のカードを交付し、こうした機能を持つよう検討を行うこととしてはどうか。

#### (閲覧の対象となる範囲)

- ・ 情報の閲覧については、希望する者が、社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンから、年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧することを可能とすることを検討することとしてはどうか。

### (機能の拡張)

- ・ 利用者の利便性の向上や保険者等の事務の効率化という観点から、年金、医療、介護以外の社会保障の分野にまで広げることを視野に入れて検討することや、電子的に閲覧可能な情報の拡大に対応し得る仕組みとすることを検討する必要があるのではないか。

## 2 カードの要件

- ・ カードは鍵の管理に優れたICカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとするべきではないか。
- ・ ICチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

### (カードの機能・仕様)

- ・ 社会保障カード（仮称）については、「重点計画 2007（平成 19 年 7 月 26 日 IT戦略本部決定）」等において、①年金手帳、健康保険証、介護保険証としての機能、②自己の年金記録の確認や、希望する者については健診情報等を閲覧・管理するための機能、③希望する者について、身分証明書としての機能、の3つの機能が期待されている。

このようないくつかの重要な役割を果たすカードについてはセキュリティ面に十分配慮する必要があることから、鍵の管理に優れたICカードを導入し、カードの紛失や盗難等の際にも情報の漏洩・悪用を防ぐ仕組みとすることが適当ではないか。

- ・ カードの仕様については、国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、一層の拡張性、発展性を妨げないものとし、利用者の利便性の高いものとするのが適当ではないか。

### (カードの収録情報)

- ・ ICカードを利用した際のデータの記録・管理方法としては、①カードの券面への記載、②カードのICチップへの書き込み、③カードによりアクセスできるデータベースの構築、の3つの方法があるがこれらをどう組み合わせるか。
- ・ このとき、カードの券面への記載やカードのICチップへの書き込みについては、プライバシーを保護する必要性があること、記載情報の変更による書き換え手続きを必要最小限にとどめることが望ましいこと、カードによりデータベースにアクセスする方法の方がより新しい情報を得られることなどから、できる限り券面への記載やICチップへの書き込みを必要最小限とする必要があるのではないか。

### (カード利用時の本人確認等)

- ・ 社会保障分野の個人情報には、プライバシー保護の必要性が高い情報が含まれ、適正な取扱いの実施を確保する必要があることから、カードを用いて情報を電子的に閲覧する際には、カードの使用者がカードの所有者本人であること等をその必要性に応じて確認する必要があるのではないか。
- ・ 現在オンラインでの行政手続における厳格な本人確認手段として利用されている公的個人認証サービスは、地方公共団体という公的主体が自ら運営し、もっとも高いレベルのセキュリティや信頼性を有するサービスであることから、同サービスの社会保障カード(仮称)への活用を検討すべきではないか。
- ・ 公的個人認証サービスの仕組みを用いれば、社会保障制度を含む各種の電子申請についても社会保障カード(仮称)の活用が可能となり、利用者の利便性を一層高めることにつながるのではないか。

### 3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。

プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。

- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

- ・ 社会保障カード（仮称）を発行するためには、カードの収録情報等を管理するデータベースが必要となるが、現在、こうしたデータベースは、各制度の保険者ごとに管理されており、各制度のデータベースの資格情報を結び付ける必要があるのではないか。

その場合、プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、制度により対象者の範囲が異なることに留意しつつ、必要最小限の結び付け方法、アクセス方法を検討する必要があるのではないか。また、その際、現在各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等をどう考えるか。

### 4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。



## 5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか（国、地方公共団体、保険者等？）。
- ・ 厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

## 6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

## 7 その他

- ・ 社会保障カード（仮称）については、希望があった場合に写真を添付して身分証明書として使えるようにするとしているところ、その発行方法等について検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 技術の進展等に対応するため、カードの有効期限を設定すること等について検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 社会保障カード（仮称）の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。

## 診療報酬明細書（レセプト）及び特定健康診査に関する 閲覧の対象となり得る情報について

### 1 診療報酬明細書（レセプト）情報

- ・ 健康保険組合が保有する被保険者に関する診療報酬明細書（レセプト）については、個人情報保護法第25条第1項（及び厚生労働省通知）により、原則として開示しなければならないこととされている。このうち、医科入院用及び医科入院外用（通院用）のレセプトの様式は別紙1及び別紙2のとおりである。
- ・ ただし、開示に当たっては、保発第0331009号平成17年3月31日「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」等において、以下のとおり確認した上で、開示することとされている。
  - ① 診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。
  - ② 保険医療機関等に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報保護法第25条第1項第1号に規定する「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうか（具体的には、レセプトの開示によって、患者本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないこと）を確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。

### 2 特定健康診査結果

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて保険者によって実施される特定健康診査（特定健診）については、同法第23条に基づき、受診した加入者に対して結果を通知しなければならないこととされており、厚生労働省からは結果通知の様式例として、特定健康診査受診結果通知票（別紙3）が示されている。

○ 診療報酬明細書  
(医科入院)

都道府 医療機関コード  
県番号

1	1社・国	3老人	1単独	1本入	7高入9
医科	2公費	4退職	22併	3三入	
			33併	5家入	9高入7

平成 年 月 分

市町村 番号		老人医療 の受給者 番号	
公費負担 番号①		公費負担 医療の受 給者番号①	
公費負担 番号②		公費負担 医療の受 給者番号②	

保険者 番号		給付 割合	10 9 8 7 ( )
-----------	--	----------	-----------------

被保険者証・被保険者  
手帳等の記号・番号

区分	精神 結核 療養	特記事項
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生	
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	

保険医  
療機関  
の所在  
地及び  
名称

傷病名	(1) _____	診療開始日	(1) 年 月 日	転帰	治癒 死亡 中止	診療実日数	日
	(2) _____		(2) 年 月 日			保険公費①公費②	日
	(3) _____		(3) 年 月 日				日

11	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
13	医学管理				
14	在宅				
20	投薬	21 内服 22 外用 23 外用 24 調剤 26 麻薬 27 調剤	服 用 日 日 日	単位 単位 単位 日 日	
30	注射	31 皮下 32 静脈 33 その他	回 回 回	内 内 他	
40	処置	薬 剤	回		
50	手術	薬 剤	回		
60	検査	薬 剤	回		
70	画像診断	薬 剤	回		
80	その他	薬 剤			
90	入院	入院年月日 年 月 日			
		90 入院基本料・加算	点		
		× 日間	×		
		× 日間	×		
		× 日間	×		
		× 日間	×		
		92 特定入院料・その他			

97	基準 特別 食堂 生活環境	円× 回 円× 回 円× 日 円× 日	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	円× 回 円× 回 減・免・猶・I・II・3月起
----	------------------------	------------------------------	--------------	--------------	--------------------------------

療養の給付	請求点 ※ 決定点	負担金額 円	請求 円 ※ 決定 円	(標準負担額) 円
公費①	点 ※ 点	円	円 ※ 円	円
公費②	点 ※ 点	円	円 ※ 円	円

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
2. ※印の欄は、記入しないこと。

○ 診療報酬明細書  
(医科入院外)

都道府県番号 医療機関コード

平成 年 月 分

1	1 社・国	3 老人	1 単独	2 本外	8 高外9
医科	2 公費	4 退職	2 2 併	4 三外	0 高外7
			3 3 併	6 家外	

市町村				老人医療 の受給者 番号			
番号				公費負担 医療の受 給者番号①			
公費負担 番号①				公費負担 医療の受 給者番号②			
公費負担 番号②							

保険者 番号				給付割合	10 9 8
					7 ( )

被保険者証・被保険者  
手帳等の記号・番号

氏名		特記事項	
1男 2女 1明 2大 3昭 4平			
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害		

保険医  
療機関  
の所在  
地及び  
名称

傷病名	(1)	(2)	(3)	診療開始日	(1) 年 月 日	(2) 年 月 日	(3) 年 月 日	転	治	死	中	保 診 療 実 日 数	日
-----	-----	-----	-----	-------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	----------------------------	---

1 1	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
1 2	再診		回		
再診	外来管理加算		回		
	時間外		回		
	休日		回		
	深夜		回		
1 3	医学管理				
1 4	往診		回		
在	夜間		回		
	深夜・緊急		回		
宅	在宅患者訪問診療		回		
	その他				
2 0	投薬				
	21 内服薬	単位	回		
	22 毛眼薬	単位	回		
	23 外用薬	単位	回		
	25 処方	回	回		
	26 麻酔	回	回		
	27 調剤		回		
3 0	注射				
	31 皮下筋肉内	回	回		
	32 静脈内	回	回		
	33 その他	回	回		
4 0	処置		回		
5 0	手術		回		
6 0	検査		回		
7 0	画像		回		
8 0	その他		回		

請求点	※	決定点	一部負担金額	円
減額割(円)免除・支払猶予				
公費①	点	※	点	円
公費②	点	※	点	円
高額療養費	円	※	公費負担点数	点
		※	公費負担点数	点

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
2. ※印の欄は、記入しないこと。

## 特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既 往 歴			
服 薬 歴		喫煙歴	
自 覚 症 状			
他 覚 症 状			

項 目	基 準 値	今 回	前 回	前 々 回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身 体 計 測	身 長 (cm)			
	体 重 (kg)			
	腹 囲 (cm)			
	B M I			
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)			
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)			
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール (mg/dl)			
肝 機 能 検 査	G O T (IU/l)			
	G P T (IU/l)			
	γ - G T P (IU/l)			
血 糖 検 査 <small>(いずれかの項目の実施で可)</small>	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c (%)			
尿 検 査	糖			
	蛋 白			

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
3. 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
5. 「医師の判断」の欄は、
  - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施した場合の理由を記入すること。

## 健康保険組合等における個人情報保護 ・情報セキュリティ対策について

別紙 1 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月)(目次)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161227kenpo.pdf>

別紙 2 「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」(平成 18 年 4 月)(目次)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/recept03b.pdf>

参考 1 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 2 版」(平成 19 年 3 月)(目次)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0301-12.html>

参考 2 「政府機関統一基準の構成」(第 1 回検討会資料より抜粋)

<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k303-071.pdf>

※ 各ガイドラインの全文については、それぞれの URL を参照。

健康保険組合等における  
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月27日  
厚生労働省



## 目 次

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方	
1. 本ガイドラインの趣旨	1
2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方	1
3. 本ガイドラインの対象となる「健保組合等」の範囲	1
4. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲	2
5. 大臣の権限行使との関係等	2
6. 健保組合等が行う措置の透明性の確保と対外的明確化	2
7. 責任体制の明確化と被保険者等窓口の設置等	3
8. 遺族への個人情報の提供の取扱い	3
9. 他の法令との関係	3
10. 認定個人情報保護団体における取組	3
II 用語の定義	
1. 個人情報	4
2. 個人情報の匿名化	4
3. 個人情報データベース等	5
4. 本人の同意	5
III 健保組合等の義務等	
1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）	6
2. 利用目的の通知等（法第18条）	9
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 （法第17条、第19条）	11
4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	12
5. 個人データの第三者提供（法第23条）	17
6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）	22
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）	24
8. 訂正及び利用停止（法第26条、第27条）	26
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）	28
10. 理由の説明、苦情処理（法第28条、第31条）	31
IV ガイドラインの見直し等	
1. 必要に応じた見直し	32
2. 本ガイドラインを補完する事例集等の作成・公開	32
別表1 健保組合等が保有する個人情報の例	33
別表2 健保組合等の通常の業務で想定される主な利用目的	35

レセプトのオンライン請求に係る  
セキュリティに関するガイドライン

平成18年4月

厚生労働省

## 目 次

<b>I 総則</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 適用範囲 .....	2
3 位置付け .....	3
4 構成 .....	4
5 見直し .....	4
<b>II セキュリティに関するガイドライン</b> .....	<b>5</b>
1 組織・体制 .....	5
(1) 責任者の任命 .....	5
(2) 責任の所在 .....	5
(3) 連絡体制 .....	5
2 情報の分類と管理 .....	6
(1) 情報の管理責任 .....	6
(2) 情報の分類 .....	6
(3) 情報の分類に応じた管理方法 .....	6
3 物理セキュリティ .....	7
(1) 医療機関及び薬局の送信機器の設置場所 .....	7
(2) 審査支払機関の送受信機器の設置場所 .....	7
(3) 保険者の受信機器の設置場所 .....	8
4 人的セキュリティ .....	9
(1) すべての人員の基本的な責務 .....	9
(2) 機関の長の責務 .....	9
5 技術的セキュリティ .....	10
(1) レセプトデータの機密性の確保 .....	10
(2) 伝送相手の正当性の確保 .....	10
(3) 伝送事実の正当性の確保 .....	10
(4) システムの機密性の確保 .....	10
(5) 伝送経路の機密性の確保 .....	12
(6) 伝送の完全性の確保 .....	12
(7) 他システムと接続する場合の要求事項 .....	12
6 運用 .....	13
(1) 開発規程 .....	13
(2) 管理運用規程 .....	13
(3) 開発及び試験環境と運用環境の分離 .....	13
7 規程遵守 .....	14
(1) セキュリティポリシー .....	14
8 規程に対する違反への対応 .....	15
9 評価・見直し .....	15
(1) 監査証跡の保管 .....	15
(2) 監査の実施 .....	15
(3) 監査結果に基づく措置 .....	15

**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**  
**第 2 版**

平成 1 9 年 3 月

厚生労働省

## 【目次】

1	はじめに.....	1
2	本指針の読み方.....	3
3	本ガイドラインの対象システム及び対象情報.....	5
4	電子情報を扱う医療機関等における責任のあり方.....	8
5	情報の相互利用性と標準化について.....	11
5.1	標準的な用語集やコードセットの利用.....	11
5.2	国際的な標準規格への準拠.....	12
6	情報システムの基本的な安全管理.....	13
6.1	方針の制定と公表.....	13
6.2	医療機関における情報セキュリティマネジメント（ISMS）の実践.....	14
6.2.1	ISMS 構築の手順.....	14
6.2.2	取扱い情報の把握.....	15
6.2.3	リスク分析.....	16
6.3	組織的安全管理対策（体制、運用管理規程）.....	19
6.4	物理的安全対策.....	21
6.5	技術的安全対策.....	22
6.6	人的安全対策.....	29
6.7	情報の破棄.....	31
6.8	情報システムの改造と保守.....	32
6.9	災害等の非常時の対応.....	34
6.10	外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理.....	38
7	電子保存の要求事項について.....	51
7.1	真正性の確保について.....	51
7.2	見読性の確保について.....	66
7.3	保存性の確保について.....	69
7.4	法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて.....	73
8	診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準.....	75

8.1	電子媒体による外部保存をネットワークを通じて行う場合	75
8.1.1	電子保存の3基準の遵守	76
8.1.2	外部保存を受託する機関の限定	80
8.1.3	個人情報の保護	84
8.1.4	責任の明確化	87
8.2	電子媒体による外部保存を可搬型媒体を用いて行う場合	90
8.2.1	電子保存の3基準の遵守	90
8.2.2	個人情報の保護	93
8.2.3	責任の明確化	96
8.3	紙媒体のまま外部保存を行う場合	98
8.3.1	利用性の確保	98
8.3.2	個人情報の保護	100
8.3.3	責任の明確化	103
8.4	外部保存全般の留意事項について	105
8.4.1	運用管理規程	105
8.4.2	外部保存契約終了時の処理について	106
8.4.3	保存義務のない診療録等の外部保存について	108
9	診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について	109
9.1	共通の要件	109
9.2	診療等の都度スキャナ等で電子化して保存する場合	112
9.3	過去に蓄積された紙媒体等をスキャナ等で電子化保存する場合	113
9.4	(補足) 運用の利便性のためにスキャナ等で電子化をおこなうが、紙等の媒体もそのまま保存をおこなう場合	115
10	運用管理について	117
	付表1 一般管理における運用管理の実施項目例	
	付表2 電子保存における運用管理の実施項目例	
	付表3 外部保存における運用管理の例	



# 政府機関統一基準の構成

## 第1部 総則

### 第2部 組織と体制の構築

- 組織・体制の確立(各責任者等の権限と責務の明確化等)
- 情報セキュリティ対策の教育
- 情報セキュリティ対策の自己点検
- 見直し
- 違反と例外措置
- 障害等の対応
- 情報セキュリティ対策の監査

### 第3部 情報についての対策

- 情報の格付け
- 情報の取扱い(利用・保存・移送・提供・消去)

### 第4部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

- 情報セキュリティ機能
  - 主体認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理、情報保証、暗号・電子署名
- 脅威対策
  - セキュリティホール対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策
- 情報システムのセキュリティ要件
  - 情報システムの設計・構築・運用等

### 第5部 情報システムの構成要素についての対策

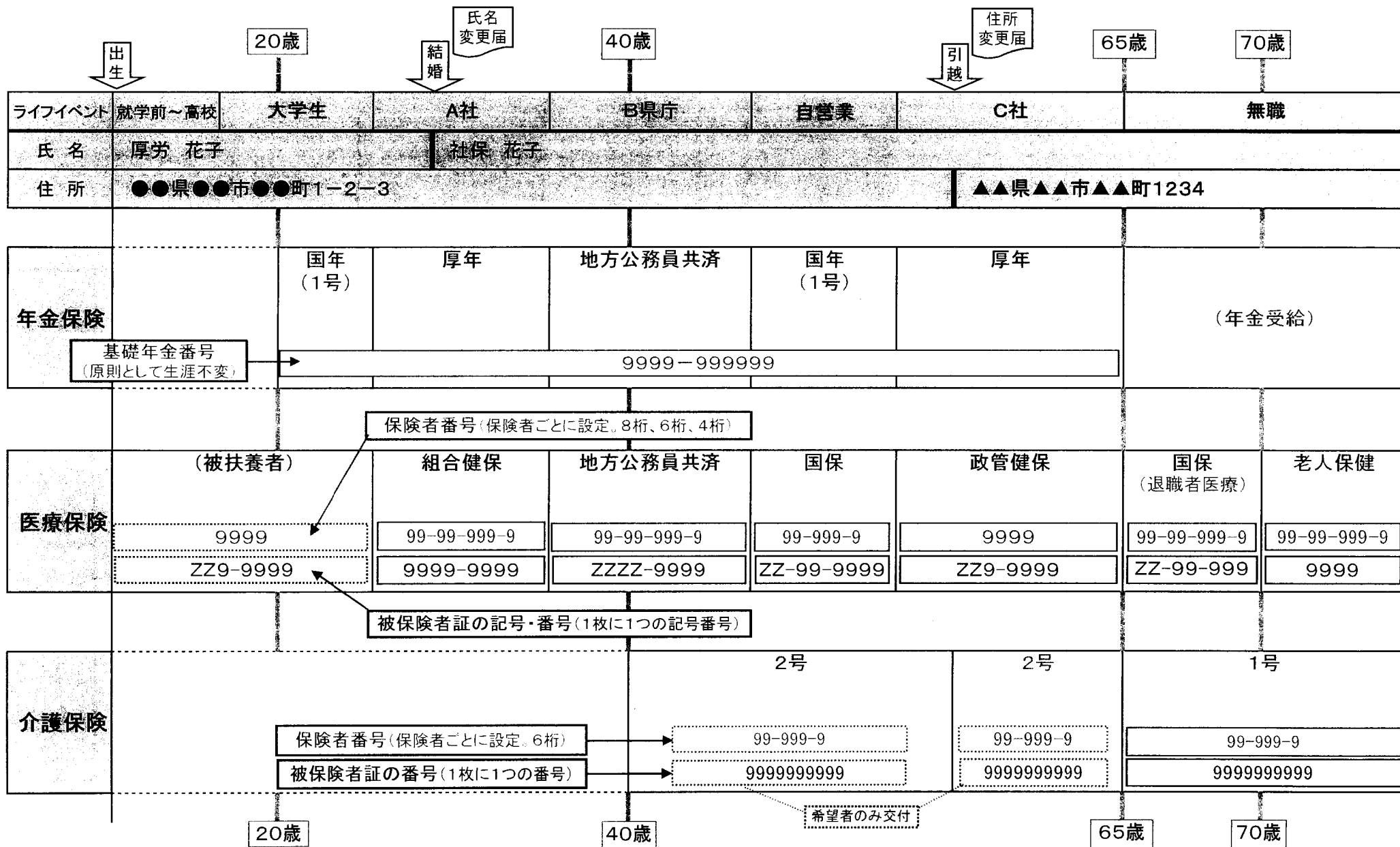
- 安全区域
- アプリケーション(共通、電子メール、ウェブ)
- 電子計算機(共通、端末、サーバ)
- 通信回線(共通、庁内、庁外)

### 第6部 個別事項についての対策

- 機器等の購入
- ソフトウェア開発
- 府省庁支給以外の情報システム(私物PC等)による情報処理の制限
- 外部委託
- 府省庁外での情報処理(情報の持ち帰り等)の制限
- その他

☆ 対策レベル: 「基本遵守事項」(必須の対策事項)と「強化遵守事項」(重要なシステムにおいて必要性を判断して取り入れる対策事項)

■年金・医療・介護保険制度における被保険者資格の得喪等について(イメージ)



※ 介護保険(2号被保険者)の対象者は、40歳～64歳の医療保険加入者であり、保険料は当該医療保険者が徴収し、一括して納付している。また、2号被保険者の介護保険被保険者証は、希望により交付される。  
 ※ 医療保険及び介護保険においては、保険者異動によって被保険者番号が変更される。



	アメリカ	フランス	スウェーデン	シンガポール	韓国
カード名称	SSNカード(社会保障番号証)	ヴィタルカード(Carte Vitale)	国が発行するIDカードはない。個人が発行費用を負担して、個別に銀行・郵便局等に申請。	国民登録番号証(NRIカード)	住民登録証
交付対象	本人の申請に基づき発行されるため、義務的なものではないが、ほとんどのアメリカ国民が取得。そのほか、労働許可を得てアメリカ国内に居住する資格を有する外国人も取得可能。	疾病保険の被保険者(16歳以上) ※ 16歳未満の者は、父親か母親のどちらかのカードを使用	—	● 15歳以上のシンガポール国民(国籍保有者) ● 永住権保有者 ● 就労許可を取得してシンガポールに在住している外国人	17歳以上の全ての国民
媒体	紙	ICカード	—	プラスチックカード	プラスチックカード
カード券面記載事項	● SSN ● 氏名(印字) ● 署名欄	● NIR(住民登録番号) ● カード発行番号 ● 発行年月日 ● 氏名  (ICチップには以下の情報が記録されている。) ● NIR(住民登録番号) ● 氏名 ● 加入する疾病保険制度の名称 ● 加入する疾病保険金庫の名称・登録支所 ● 扶養家族の氏名 ● 法定給付及び補足的給付への受給権情報	—	● NRIC番号(国民登録番号) ● 氏名 ● 人種 ● 生年月日 ● 出生国 ● 性別 ● カード発行番号 ● バーコード ● NRIC番号 ● 指紋 ● 国籍 ● 血液型 ● 住所 ● カード発行日	● 住民登録番号 ● 氏名 ● 住所 ● 発行日 ● 顔写真 ● 指紋 ● 住民登録機関名 ● 血液型(希望制)
主な用途	SSNが行政・民間の両方で幅広く利用されている。 ● 年金の受給資格管理 ● メディケアの受給資格管理 ● 医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求 ● 個人所得税納付管理 ● 各種契約における個人認証・身元調査・信用履歴確認等	● カードは、疾病保険の被保険者証として使用(医療費の償還手続の効率化・迅速化を図ることが目的)  番号は、 ● 年金被保険者の情報管理 ● 医療保険被保険者の情報管理 ● 税務	警察や銀行、郵便局が本人の申請に基づき、IDカードを発行している。銀行口座の開設、ローン契約等の際にIDカードを提示することが求められる。  番号の用途としては、 ● 年金の受給資格管理・受給申請、保険料納付状況管理、年金通知送付 ● 医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求、ヘルスDBの構築 ● 医療保険、福祉、失業保険、労働市場、奨学金庁との供給調整 ● 雇用主との供給調整(傷病給与、傷病手当) ● 税務 ● 各種行政サービス全般の本人確認・個人認証等に広く使用	NRIカードは、官民を問わず、広く本人認証書類として用いられている。民間での利用としては、銀行口座の開設、保険商品の購入、不動産賃貸契約等の際に、NRIカードを提示するか、NRIC番号を申告することが求められる。  番号の用途としては、 ● 官民問わず個人認証手段として広く使用 ● CPF(中央積立基金)の口座番号、加入・拠出情報の蓄積管理、口座残額明細書の送付・CPF口座の照会及びCPFに関する諸変更手続をWEB上で行う場合のログインID ● 税務	住民登録証は、官民を問わず、広く本人認証書類として用いられている。行政機関への各種申請の際に住民登録証の提示が求められる。民間領域においても、ほぼ全ての取引・契約において、住民登録証の提示・提出が求められる。  番号の用途としては、 ● 官民問わず個人認証手段として広く使用されるほか、電子政府「民願システム」の個別機能を担うシステムにおける個人情報管理番号及びログインID等として利用 ● 年金の受給資格管理 ● 保険加入単位に付番される医療保険番号の下で個人単位の情報を管理するための管理番号 ● 税務
番号名称	SSN(社会保障番号)	NIR(住民登録番号)	PN(個人番号)	NRIC番号(国民登録番号)	住民登録番号
番号の構成	9桁の数字 (地域、発行グループ、連番)	15桁の数字 (性別、出生年・月、出生地県番号・自治体番号、証明書番号、チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、生誕番号、チェック番号)	2つのアルファベットと7桁の数字 (発行世紀、出生年、連番、チェックデジット)	13桁の数字 (生年月日、出生世紀性別コード、生誕番号、チェック番号)
番号導入年	1936年	1941年	1947年	1948年	1968年
付番対象者の範囲	本人の申請に基づき発行されるため、義務的なものではないが、ほとんどのアメリカ国民が取得。そのほか、労働許可を得てアメリカ国内に居住する資格を有する外国人も取得可能。	● フランスで生まれた全ての人 ● フランスの社会保障制度利用者 原則、出生時に付番されるが、外国人等は就職・受診時に申請	● 全てのスウェーデン国民 ● 1年以上の長期滞在者 原則、出生時に付番されるが、外国人等は入国後の住民登録時に申請	● 15歳以上のシンガポール国民(国籍保有者) ● 永住権保有者 ● 就労許可を取得してシンガポールに在住している外国人 出生時に付番される出生証明書番号が15歳到達時にNRIC番号となる。外国人の場合は、本人の申請により付番。	全ての国民
付番号維持管理機関	社会保障庁(SSA)	国立統計経済研究所(INSEE)	国税庁	入国管理局・通関局(ICA)	行政自治部
付番・カード発行の財源	● 全て、社会保障庁の予算で賄われる ● 個人負担はなし	● ヴィタルカードの発行は、疾病保険金庫の予算で賄われる ● 付番管理費は、INSEE及び年金保険金庫の予算で賄われる	● 全て、国税庁の予算で賄われる	● 主にICAの予算で賄われる ● NRIカード発行時の個人負担あり	● 行政自治部の予算で賄われる ● 個人負担なし
番号の民間利用	特に制限なし	NIR(住民登録番号)の使用には、CNILの許可が必要ほとんど認められていない	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
個人情報保護方針	「Privacy Act」において行政機関の個人情報管理を規定するほか、「社会保障法」「国内歳入法」等の連邦法及び州法で分野毎、地域毎に規定	情報と自由に関する国家委員会(CNIL)がNIR(住民登録番号)を利用できる機関、利用目的・範囲を決定	1998年個人情報法及び機密保持法により個人情報の取り扱い等を規定。これは官民問わず適用される。このほか、個人情報管理の監査機関としてデータ検査院が存在。	個人情報保護の規定がある個別法はあるが、個人情報保護に関する総合的な法律はなく、現在、法制化を検討中	個人情報保護に関する法律はなく、法制化を検討中。住民登録法及び社会保障基本法等の個別法内では個人情報保護のための規定がある。

※ ドイツには統一番号はなく、社会保障番号、疾病保険に被保険者番号、失業保険・社会扶助で用いる管理番号、労災保険の管理番号、身分証明書番号等多様な番号が存在【出典】諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書(平成19年1月 株式会社野村総合研究所)

# 電子証明書発行時の本人確認機能

- 公的個人認証サービスは、オンライン行政手続等における確実な本人確認の基盤。
- 電子証明書発行時になりすましが生じた場合には、なりすまされた住民や受付行政機関等に広範な被害が生じるおそれ。

- 電子証明書発行時の本人確認は、サービスの信頼性の基礎であり、市区町村窓口において厳格な本人確認を行うことが必要。

(本人が申請する場合)

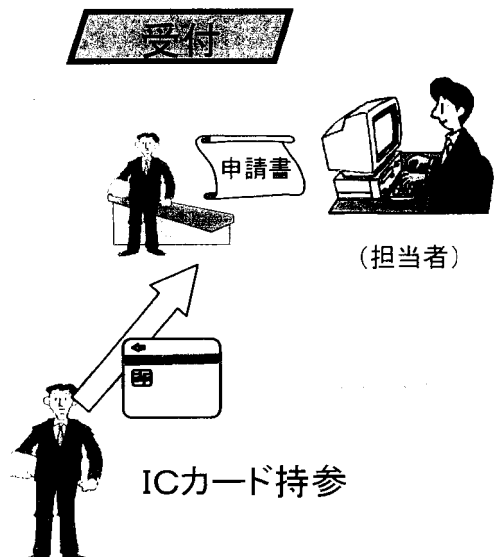
- ・ 写真付身分証明書等による本人確認

(代理人が申請する場合(本人の疾病等やむをえない場合))

- ・ 委任状(実印を押印)による本人の意思の確認
- ・ 写真つき身分証明書等による代理人の確認

窓口での本人確認は発行時のみであり、いったん電子証明書を取得すれば、様々なシーンで便利なオンライン行政手続等の利用が可能

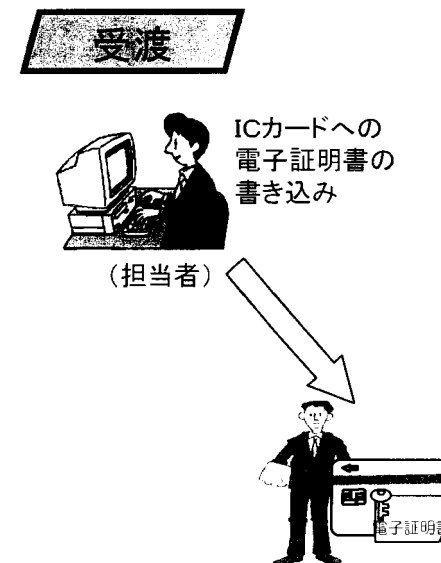
住民票のある市区町村窓口において発行を申請



**厳格な本人確認**

- ①本人であることを職員が対面で確認  
(写真付住基カード、運転免許証etc)
- ②その人が実在しているかの確認  
(住基ネットを用いて住基データと照合)

電子証明書の交付



# 住民基本台帳制度について

平成19年10月  
総務省自治行政局市町村課

# 住民基本台帳制度

## 住民に関する事務処理の基礎

- ・ 住民の居住関係の公証（閲覧や写しの交付）
- ・ 選挙人名簿の登録
- ・ 国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・ 学齢簿の作成
- ・ 生活保護及び予防接種に関する事務
- ・ 印鑑登録証明に関する事務

## 住民の住所に関する届出の簡素化

## 住民に関する記録の正確かつ統一的な管理

・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化

# 住民基本台帳ネットワークシステム

基盤システム

住基ネット

氏名  
住所  
生年月日  
性別  
住民票コード  
これらの変更情報

転出、死亡  
転入、出生  
等の届出

情報提供件数

- ・国の行政機関等 7,000万件
- ・地方公共団体 400万件

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

個別の行政分野

旅券の発給事務

年金等の支給事務

資格試験の実施事務  
(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

NPO法人の認証事務等

申請等

~~住民票の写し~~

440万件省略

~~年金等の  
現況届~~

など

1,400万件省略  
→H19年度見込み:3,000万件

国民

※数値は平成18年度のもの

## 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

### ■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

### ■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

### ■ 外部からの侵入防止

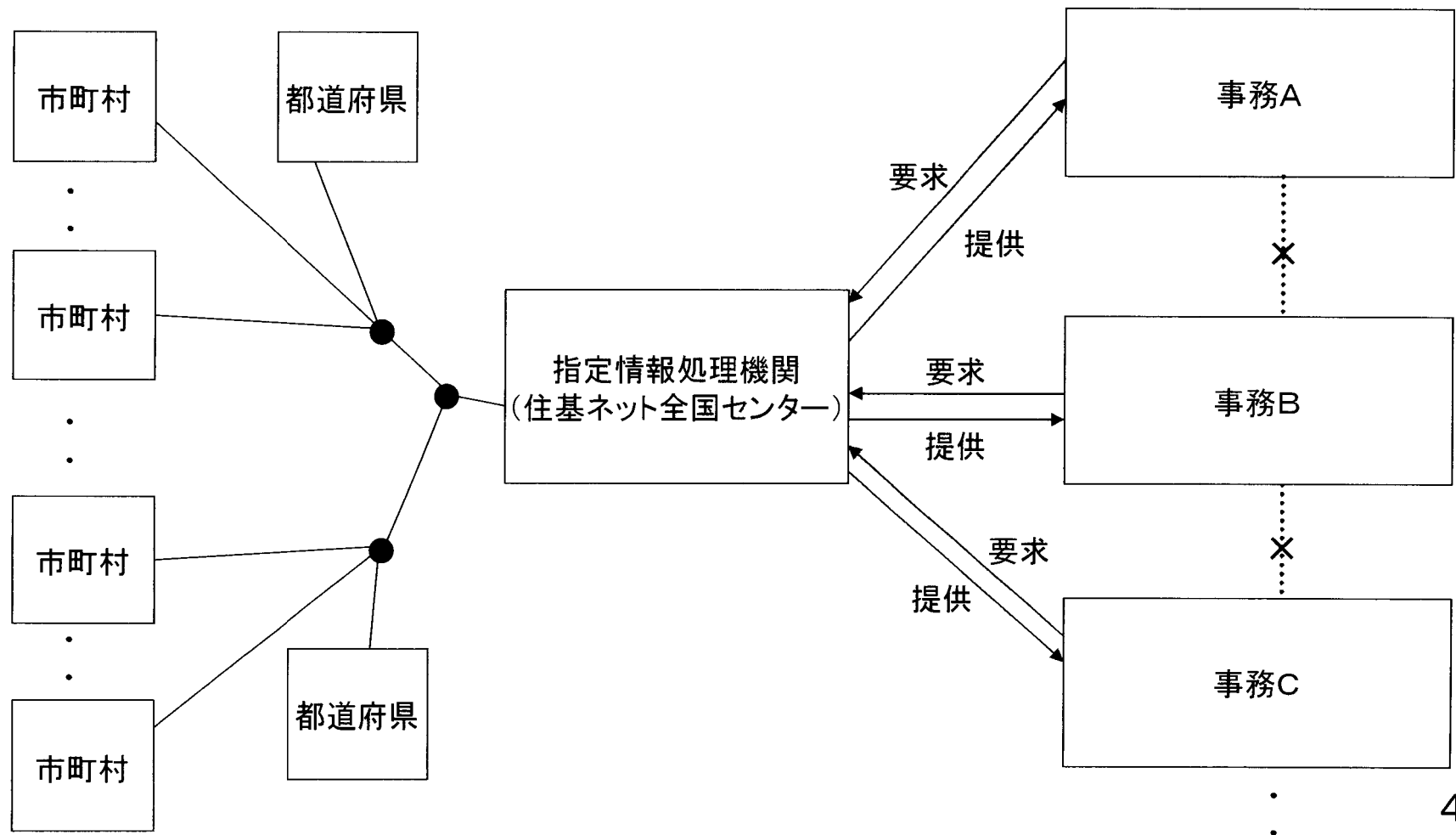
- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

### ■ その他の措置

- 情報を受領する行政機関等の職員等に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施

## 住民票コードの利用について

- ・ 住民票コードは、指定情報処理機関から行政機関等に対して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報)を提供する際に、簡易迅速な処理を可能とするもの。
- ・ 本人確認情報の提供は指定情報処理機関から行政機関等に対して行われる(一方通行)。
- ・ 行政機関等に提供された本人確認情報は、それぞれの事務ごとに分散管理されているところ。



## 住民票コードの利用制限について

### 【行政機関等】＜住基法第30条の42＞

行政機関等は、住民基本台帳法に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、住民票コードを告知することを求めてはならない。

### 【民間】＜住基法第30条の43＞

#### (1) 告知要求制限（第1項）

第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。

#### (2) 契約時の告知要求制限（第2項）

契約の申込みをしようとする第三者等に対し、住民票コードを告知することを求めてはならない。

#### (3) データベースの構築禁止（第3項）

他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

#### (4) 都道府県知事による中止勧告・命令（第4項・第5項）

都道府県知事は、(2)又は(3)の規定に違反する行為が行われた場合には、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる(命令に従わない場合、罰則の適用あり。)

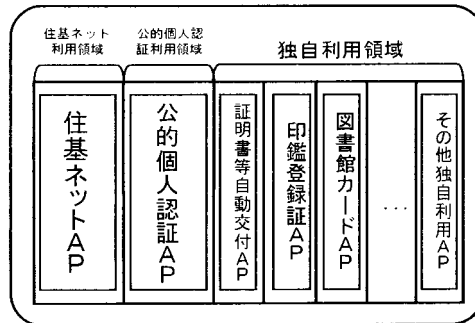


# 住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳  
カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)

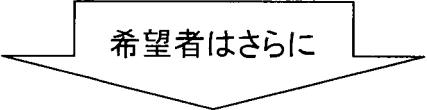


- ① 日常生活での本人確認に使える。  
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。  
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。  
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。  
全国どこでも住民票の写しが交付できる。  
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認  
に使える。  
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サー  
ビス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。  
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に  
利用できる。

# 住民基本台帳カードの記載事項等

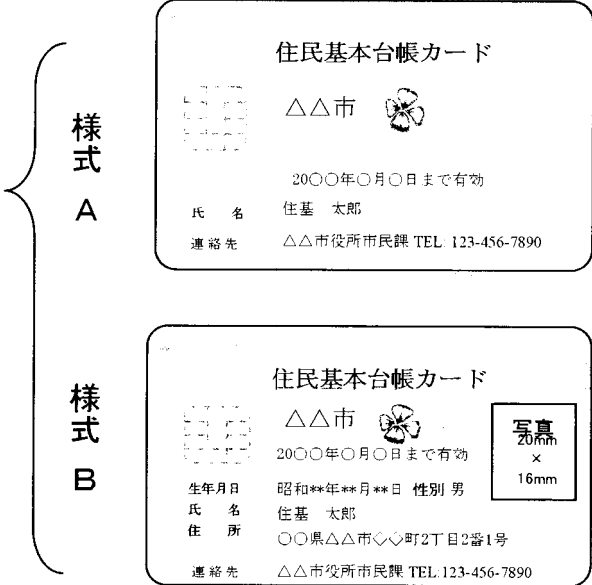
## I 券面記載事項

(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限



(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。



## II ICチップへの記録事項

